



令和5年11月

# 農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和5年11月27日(月) 午後1時30分開会  
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 13番 石田 慶子 委員  
議席番号 15番 小林 嘉之 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
報告第1号 農地形状変更届の受理について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に  
ついて  
報告第3号 農用地利用配分計画案について



## 別紙

出欠	議席 番号	氏名	住所	備考
出席	1	飛澤正志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
出席	2	高橋政宏	飯山市大字飯山 3019 番地	
出席	3	高澤富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	小野沢純夫	飯山市大字下木島 493 番地 3	
出席	5	栗林俊男	飯山市大字吉 410 番地 1	
出席	6	増山正一	飯山市大字瑞穂豊 1641 番地 1	
欠席	7	小林喜代春	飯山市大字瑞穂 94 番地	
出席	8	清水勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	9	春日孝利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	10	中原義行	飯山市大字常盤 3491 番地	
出席	11	沼田浩子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	12	佐藤弘子	飯山市大字常盤 5632 番地 1	
出席	13	石田慶子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	14	足立久子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	15	小林嘉之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	16	酒井智恵子	飯山市大字豊田 395 番地	
出席	17	齊藤正人	飯山市大字一山 187 番地 3	
出席	18	廣瀬公一	飯山市大字照岡 3591 番地	
出席	19	清水敏明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	20	松永晋一	飯山市大字蓮 2743 番地	



<p>事務局長</p>	<p>それでは11月の農業委員会総会を始めさせていただきます。よろしくお 願います。それでは会長からご挨拶をよろしくお願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは大変ご苦労さまでございます。もう早いもので残り1ヶ月という ようなところになりました。今年もいろいろありましたが、また新しい気 持ちで新年を迎えたいと願っております。先日は、管外視察そして農業委 員会大会、それぞれ大変ご苦労様でございました。農業委員会大会の中で、 実績発表を聞いていただけたと思いますが、実は農地の見守り活動につい て、冬になったらどうしたらいいだろうと、事務局にも聞いてもらうよう にお願いしたわけですが、この前の発表ありました通りでございます。あ まり難しく考えないで、自分で買い物に行くときとか、あるいは隣のうち に行くときとか、ちょっと外に出かけるときに、首をキョロキョロさせて、 雪の降っている状況なり、雪のとけ方とか、通路や水路に何か倒れてゴミ が溜まっているそんなようなことを見ていただければいいということでご ざいますので、あまり真面目に面倒に考えないで、見たらそれで見回りを したということでいいようでございます。そんなことでまた、冬も見回り 活動を引き続き10回になるようお願いをしたいと思います。そう いうことで今日もまたいろいろ農地議案がありますが、慎重に審議いた だきたいと思えます。大変ご苦労様でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より経過報告をお願いします・</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【事務局より資料に基づき経過報告】</b></p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より欠席委員の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>7番 小林喜代春委員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、 こちらから指名させていただきます。 それでは、議席番号13番 石田委員さん、15番 小林嘉之委員さんにお 願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、農地議案審議に入ります。 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」</p>



	<p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の農地法第3条の許可申請は9件です。 議案第1号について、受付番号49番から57番は所有権の移転に関する件になります。 【 所有権移転 受付番号49番～57番 議案書をもとに朗読と説明 】 ご審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。 49番の補足説明をお願いします。</p>
<p>15番</p>	<p>こちらにいないということで、現地だけを確認してきたわけですが、現状まだ未耕作です。畑の状態も同じですが、移住されてから耕作をするというような話なので、多分大丈夫だというふうに感じます。</p>
<p>議長</p>	<p>50番の補足説明をお願いします。</p>
<p>1番</p>	<p>譲受人の〇〇さんにお会いしました。先ほど事務局の説明でもありましたが、柳原の方の土地を借りていたのをやめて、近場でやっていきたいと。117号線の堤防の真下になりまして、お家の近くになって今度は便利になると言っていましたので、特に問題はないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>51番の補足説明をお願いします。</p>
<p>5番</p>	<p>先ほど事務局の方から話がありましたが、〇〇さんが△△さんの住宅を買って車庫もずっと使っているわけですが、その横に今回の農地があります。車庫に近いということで今まで草を刈ったりされてました。今年、かぼちゃを作ったりしたということでもあります。問題はないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>52番補足説明します。</p>
<p>20番</p>	<p>譲渡人の△△さんは以前、信濃町から古民家を買ってピザ屋を始めた人です。10年ぐらいになるのかな。しかし本来は遊水地で、その家の前に堤防ができるということで、せっかく景色のいいところに来たのに、景色が悪</p>



	<p>くなるのが気に入らず、また元の信濃町に帰ることになりました。ということで今年の春に引っ越しして、畑の方は今荒れてる状態で、ですからこの人が来てやってくれるなら、よろしいかと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>53番の補足説明をお願いします。</p>
<p>18番</p>	<p>譲受人の〇〇さんの奥さんの実家の農地であります。お兄さんは中野の方へ引っ越されていて、向こうから通うのも大変ですし、〇〇さんが前から時々作ったりしていたので、今回譲り受けて自分で耕作しようということなので問題はないと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>54番の補足説明をお願いします。</p>
<p>17番</p>	<p>△△さんは現在上倉に住んでいまして、羽広山にも自分の住宅がある〇〇さんが、△△さんの家を購入して今住んでいます。今まで△△さんが家の前の田畑を耕作してましたが、〇〇さんはぜひ譲ってほしいということで話がまとまったので、問題はないと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>55番補足説明します。</p>
<p>20番</p>	<p>事務局から説明ありましたように、△△さんと〇〇さんは土地を交換するということですが、△△さんが〇〇さんの土地をすでに無断でコンクリートにした状況と思えます。今手続きをしているところです。そういうことで交換でありますので、若干面積は多めのようなのですが、お金のやりとりは無しで交換するそうです。〇〇さんの畑の隣が申請地です。隣がよく耕作してありますが、今年は草刈りしてある程度です。問題ないと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>56番の補足説明をお願いします</p>
<p>13番</p>	<p>地図を見ていただくとわかりますけど、△△さんの畑の手前の畑が道沿いについていまして、その畑を通してもらって草刈りだけはしていたのですが、〇〇さんの方から、ぜひ譲ってくれってということです。△△さんはならば買ってもらいたいんだって言っています。向かい側に資材置き場み</p>



	<p>たいになっていて、ここで何かいろいろあるらしいので、ちょっと皆さんに審議していただかないと、いいとか悪いとか言えない土地です。お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>57番の補足説明をお願いします。</p>
<p>1 番</p>	<p>57番は、このあとの5条申請にも関係しています。現在は一枚の田んぼになっています。そこを分筆して、宅地で家を建てて、残りの農地を家庭菜園で何かを作ると〇〇さんから聞いています。土地は第3種農地になっているので家を建てることは問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見ご質問がございましたらお願いします。56番については、地元農業委員さんからしっかり協議していただきたいと発言がありましたので、含めてお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>56番について補足ということでよろしいでしょうか。56番に関しまして、地図を見ていただければと思いますが、今回購入予定の△△さんの土地の南側に隣接した土地、そこは□□さんという方が所有している土地になりますけれども、そちらの方も今回△△さんの土地と合わせて取得したいという打診がありまして、こちらについては、□□さんの農業者年金の関係ですぐにはできないということで、今回の議案には合わせてこなかったのですが、農業者年金の方の手続きの方が済めば、可能であれば来月再来月あたりに改めて取得の申請をしたいという意向を聞いてございます。あとは先ほどご説明の中で触れていましたその道の反対側のところで、実際は資材置き場になっているわけですがけれども、こちらにつきましては、平成25年に5条転用ということで申請がされて転用されているところがございます。ちょっと道向かい側ということで、その耕作ということで実際に作るものは蕎麦らしいのですがけれども、本当に耕作をするのか、一時的に使うのではないかという懸念はあるということをご承知の通りでございます。</p>
<p>1 1 番</p>	<p>先ほど資材置き場になっているっていうところなんです。これがちょっと小泉区の中でもめておりまして。5条転用になっているというお話ですが、それも後付けでありまして、3条で買った農地を耕作しないでどんどんと埋</p>



事務局	<p>められていって、左側は低く平地になっているのですが、自分たちの資材置き場は平らにして、あとは崖みたいになっているんですね。それでそこから排水のパイプを出しているんですが、春先や大雨になったりすると、その資材置き場の方からどんと水が流れてきて下の農地の方が困るというお話です。それと資材置き場の中を歩いて農地に行かなくてはいけない耕作者が、その農地が通れないようになっていて、農地に行くまでの大きいトラクターなんかが入れないような形になっているので困る、というようなお話も区の方からいただいております。区では、その埋め立てたところに産業廃棄物が入ってないのかってというようなことまで言い出しまして、それで昨年××にしっかりしたもので埋め立てているのか、あと水の管理がされていないので困るというような質問状やら何やらを送ったのですが、なしのつぶてで連絡がないというようなことでございました。そして今回申請のあった道反対側の土地ですが、一番初めは二、三年前ですかね、その手前の□□さんの畑を買うにあたって、ここは水が入ったときの会社の従業員の駐車場にしたいからそこを買いたいってというようなお話は聞いておりました。〇〇さんは個人の名前で買っていて、法人としては農地所有適格法人ではございません。ただ、個人で農業をしているかという、あまり見えないですけれども、農地として買った畑がいつの間にか5条転用になり、しっかり農地として使われていなかったっていうのは過去の事例です。今回確か瑞穂の方ですか？</p> <p>常盤大橋を過ぎた「あうん窯」さんという焼き物をやっている家があり、その向こうに人から土地を借りる形で、現在所有者名義的にはまだ〇〇さんではないですが、正直〇〇さんの方で使う前提で、今道よりもかなり低い土地ですけれども、そこを埋め立てて畑にするという形状変更届が以前出されています。これも埋め立てが全然進んでいません。おそらく〇〇さんの都合で埋め立てるものが出たときに、埋め立てるみたいな形になっていると思います。今現在その申請が来ている土地のうちの半分ぐらいが埋め立てされていて、そこには去年の状況はわかりませんが、今年について言えば、秋ごろ菜っ葉が植わっていて、一応嵩上げをして畑をするという申請に合わせた体裁をとっているのかなという感じはします。そもそもその埋め立てて嵩上げをして畑にするっていう形状変更自体はまだ半ば</p>
-----	--



	<p>という状況です。</p>
<p>11番</p>	<p>そこはかなりよく周りから見える畑なんですよね。多分野沢菜だと思うんですが、雪の下になってしまい習慣化されていないと思うんです。見てきたわけじゃないですが。以前から〇〇さんは結構問題ありまして、個人では農地を買いますが、それは自分では耕作しなくて、従業員に草を刈ってこい、除草剤をまいてこいというような、結構荒れた管理の中、使える農地は資材置き場になっていたり、土砂の置き場になっていたり、使えない農地は、ほとんど手付かずのまま荒れているっていうような状況がほとんどです。できれば、この〇〇さん買われた農地が現在どうなっているかっていうのが明確にわかるとありがたいというか、しっかり農地として農地を買ったんだったら、農地になっているかどうかという調査のようなものが必要じゃないかなと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>随分最近買っていますよね。そこがどうなっているかですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>〇〇さんの所有している農地について、●●さんの名義で持っている農地が今22, 23筆ぐらいありますけれども、田んぼについては貸付という形が主です。畑の方については基本的には自作という形で台帳に登録されております。今回の申請地も畑ですので、まず畑についてはどうなっているのかなっていうところがまず今回のものと比較するのに妥当かなと感じます。</p>
<p>議長</p>	<p>自分で耕作をしなくてはいけませんよね。</p>
<p>事務局</p>	<p>3条ですよね。</p>
<p>議長</p>	<p>自分で耕作することは現実にはできないでしょう。</p>
<p>16番</p>	<p>そもそも前の問題になって苦情が出ているなしのつぶてのそこら辺をはっきりしてもらわないと、この話を進められないと思います。苦情に対して何の返答もなくどうにかなるっていうところ、公の仕事をやってらっしゃる会社なんだから、そこらへんをきちんと仕事の人との話合いをやっているような話を進めていければと思います。</p>



議長	<p>周辺農地の営農に影響はないという項目ありますが、3条の場合はない？ 4条5条はありますよね。3条の場合は自分でしっかり耕作していて、まだ足りないから買うということですよ。</p>
11番	<p>すでに所得している農地を、全てしっかり有効活用して作ってもらっているなら何の条件もなく、よろしいでしょうというお話になるんですが、なかなか耕作の実態が見えてきてないところが一番の問題だと思います。</p>
議長	<p>否決するにしても、きちんと説明できないと後で揉めますので、事務局側も雰囲気的には首をかしげていますが。</p>
事務局	<p>今回の理由が規模拡大、そもそも拡大したい大元が実際あるのか、耕作がきちんとしているのかっていうのは、認めるにしても、そこははっきり伝えないと、というところですね。</p>
議長	<p>他の目的があるのでは、と思ってしまうですよ。</p>
事務局	<p>目的があったとしても、耕作さえしていただければ。実績があるというか、取得をするという申請にも真実味が帯びてくるわけです。</p>
3番	<p>56番の労力の所ですが、これは誰ですか。</p>
事務局	<p>家族です。</p>
3番	<p>実際にその方たちがやっているかどうか。</p>
事務局	<p>60歳以下はご本人、奥様、弟さんです。あとお父さんの計4人です。</p>
3番	<p>実際その方たちがみんなそうかっていうところも確認の必要がありますよね。皆さん会社だろうと思うのですが。</p>
議長	<p>日曜百姓できる面積じゃないから。</p>
12番	<p>お父さんはやっているんですよ。</p>
11番	<p>家庭菜園とか自分の庭で作るくらいならいいですけどね。</p>
事務局	<p>実際には行政書士さんが間に入っていて、ご本人さんと私は窓口ではお話</p>



	<p>はできないので、行政書士さんには多分ちょっと厳しい目で皆さんから見られるので、よく話を伺いたってという話はしました。どなたが耕作されますかと聞いたところ、●●さんがトラクターを運転して、土日休みで、家から近いということで、耕作は●●さんにするように伝える、耕作をするということを約束しますという話でした。行政書士さんが全部委任されています。</p>
<p>議長</p>	<p>例えば否決になっても、事務局としては問題なく出せますか。保留はいいのでしょうか。いいか悪いかどちらかにならないといけませんか。</p>
<p>11番</p>	<p>本当に活用されていないような農地がどのぐらいあるかっていうのをを出してもらって、その農地をしっかりと耕作してもらってからの話では駄目ですか。</p>
<p>議長</p>	<p>すでに事務局は受け付けています。受け付けてあるから、いいか悪いかしかないです。それで何を作ると言っていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>蕎麦です。</p>
<p>議長</p>	<p>状況はご理解いただけましたでしょうか。</p>
<p>19番</p>	<p>今小泉区で揉めていて、その上で売買があったというと何か言われますか。そういう理由で区と揉めているのを沼田委員さんが知っているのに、なおかつまたすぐ近くでそういった所有を認めたっていうと、何かありますか。</p>
<p>11番</p>	<p>いろいろあると思います。地図を見ていただくと、手前の畑これは2年ぐらい前ですかね、申請がでて、そこが近隣の方と揉めたり、しっかりと耕作されていないことがあったので、認めませんという結果になり、認められていないはずです。この畑をこの飛び越した奥の畑について今回申請が出ているというわけです。またその手前の畑も、申請を受け付ける前からブロック塀みたいな石を道と畑に置かれてしまって、農道を利用する人もブロック邪魔だになっていう形で通っています。今資材置き場の奥の畑の方も、入り口の両脇に大きい石を置かれていて、そこに入っていけないようになっています。それは会社の代表の方と区で話は進めておりまして、ちょっ</p>



	<p>となしのつぶてでなかなか前に進んでいかないんですけど、区としては、そこをそういう使い方をするかはやめてほしいというようなことで言っていますが、なかなか落ちが明かないです。同時にこの問題もあって、今度反対側に土地の畑を買うというような申請が出ているので、とてもいいですよとは言えないところです。</p>
<p>事務局</p>	<p>それを小泉区の方で、〇〇さんに意見を申し出たのは、一番最初はいつごろになりますか。</p>
<p>11番</p>	<p>去年の話です。区に聞いていただけると詳しいことはわかると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>話しはしたけれど、全然その辺の話し合いになっている状況ではないんですね。</p>
<p>11番</p>	<p>しっかり管理してもらっているというところも見えてないです。あそこには資材置き場とか駐車場とか欲しいので。今はあそこにクマがいるのではないかっていう話です。結構長峯でもクマが出ていて、そこで越冬しているみたいですが、区の方はもうやめてほしいと言っています。土壌の検査 3000 平方メートル以上にならないとしっかり検査しろと言えないらしく、3000 平方メートルで止まっているようです。それ以上を大きくしてしまうと、この土壌検査の書類を出さなくちゃいけないから、その手前で止まっています。今度は道を挟んだ反対の土地に広げているので、それこそ小泉区の方はとても容認できないって言われると思うし、今のところ大塚の方は反対側の集落の方たちですが、本当にすぐそこが山ですので、それが崩れるとか、そういった心配もあると思いますが、戸狩新田区の方ではそれほど大きい問題にはなっていないみたいです。あの山の上の方まで見えないので、あまり大きい問題にはなっていないようです。でももし、小泉区と同じような形でやるとすれば、いずれ問題になるということを想像します。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは事務局長からの案ですが、今の代理人を立てて申請されているが、本人にしっかり確認する必要がある、代理人の話だけではわからないということで、結論は保留します。いいか悪いかははっきりしないといけませんが、今回はまだ本人の意向が明確に確認できないということでこの申請</p>



	<p>は保留にしておきます。さらに、よく本人の意向を確認して、確認できたら正式に議題に載せることとします。できなかつたら却下となります。</p> <p>ということでこの件は保留、他の案件は許可相当、そういう結論で今回は採決をとりたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	長時間ありがとうございました。
議 長	次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第5条の許可申請は2件。</p> <p>【受付番号 12番～13番 議案書をもとに朗読と説明】</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>12番の補足説明をお願いします。</p>
5番	先ほど説明ありましたが、国道改修で、現在住んでいるところが壊されるということで、その近くの土地に住宅を建てたいということです。周りにはもう既に住宅になっていて、反対側は道路になっています。問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。
議 長	<p>13番は先ほど説明ありましたとおりです。</p> <p>ご意見ご質問ありましたらお願いします。</p>
議 長	<p>それでは採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。



<p>事務局</p>	<p>【 貸借 (中間管理) 受付番号 522番～536番                  貸借 (経営基盤法) 受付番号 537番～539番                  議案書をもとに朗読と説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>推進委員の皆さんご意見ありますか。</p> <p>ないようですので採決いたします。議案第3号「農地利用集積計画の決定について」原案通り決定することに賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」</p> <p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」</p> <p>報告第3号「農用地利用配分計画 案 について」</p> <p>は、報告事項ですのでお読みいただき、何かご質問があればお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。</p>



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 \_\_\_\_\_ 松永 晋一

1 3 番 \_\_\_\_\_ 石田 慶子

1 5 番 \_\_\_\_\_ 小林 嘉之